銀行等による保険販売の全面解禁について

平成19年10月 金融庁

銀行等による保険販売の全面解禁を予定通り本年 12 月 22 日に実施するにあたり、より一層の保険契約者等の保護を図るため、以下のとおり監督上の対応等を行う。

1. 銀行等における責任ある販売態勢の整備【監督指針改正】

- (1)保険契約締結後に発生する業務の適切な分担
- 〇 保険会社及び銀行等が、委託契約等において、保険金等の支払手続きに関する照会等といった保険契約締結後に発生する業務について、業務分担を明確に定め、顧客に明示すること
 - (注1)現行では、銀行等と保険会社の間における委託契約の内容について特段の定めはない。
 - (注2)保険契約締結後の業務としては、例えば、契約内容の照会への対応、顧客からの苦情・相談への対応 などが考えられる。
- 保険会社及び銀行等双方において、保険契約締結後の業務を行うため、十分な要員の確保に努める等、必要な態勢を構築すること
 - (注)現行では、保険契約締結後の業務に係る態勢整備について特段の定めはない。

(2)銀行等の販売責任等の周知

- 銀行等の保険募集指針の内容を顧客に周知徹底するため、銀行等において、書面による交付、店頭掲示などの必要な措置を講じること
 - (注)現行では、銀行等は以下の事項を内容とする保険募集指針を定め、公表することになっている。

(保険募集指針の内容)

- ・ 違法な保険募集で損害を与えた場合には、銀行等に募集代理店としての販売責任があることを明示
- 募集を行う保険契約の引受保険会社の明示や保険契約に係るリスクの所在についての説明を行うこと
- ・ 顧客の自主的な判断による選択を可能とするための情報の提供 等

2. 顧客情報の利用態勢の整備【監督指針改正】

- 現行では保険契約の締結に際しては、非公開情報が事前に顧客の同意を得ることな く利用されてはならないとされているが、より実効性を確保し、新たに、事後的・客観的 な検証を容易なものとするため、事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の 代理又は媒介ができないようにするための必要な措置を講じること
 - (注)上記の「必要な措置」とは、例えば、非公開情報を利用しようとする場合には事前に同意をとらなければ商

品説明を行えない、さらに書面による同意がなければ契約申込み・締結を行えないような事務手続きを整備することが考えられる。

3. 銀行等の法令等遵守態勢の整備等【監督指針改正】

(1)法令等遵守責任者等の要件

- 銀行等の保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務が、確実に実施されるよう、 銀行等が保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を法令等 遵守責任者等として配置すること
 - (注)現行では、銀行等は、営業単位(支店等)毎に法令等遵守責任者を、本店に当該責任者を指揮・統括する 統括責任者を配置する必要があるが、その要件に特段の定めはない。

(2)内部監査態勢の整備

〇 銀行等の保険募集に係る内部監査が、確実に実施されるよう、銀行等が保険募集 に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を内部監査部門に配置すること (注)現行では、銀行等の業務全般についての内部監査態勢の定めはあるが、特に銀行等の保険募集に限定 した特段の定めはない。

(3)公正取引委員会ガイドライン関係

〇 銀行等が、保険募集業務に関し不公正な取引方法を行わないよう、公正取引委員会 ガイドライン「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引 方法について」第2部. 第2. 2(平成 16 年 12 月 1 日)に十分留意した業務運営を行うこと

(注)現行公正取引委員会ガイドラインでは、

- ①保険契約の申込みの強制等
- ②不当な顧客誘引
- ③委託元保険会社に対する不当な干渉 を行った場合には、独占禁止法上問題となる旨、規定している。

(参考)

- 1. 例えば、銀行等が、優越的地位を利用して、委託元保険会社に対し正常な商慣習に照らして不当な不利益を与えるような①保険商品を開発させ、②事務を分担させ、③法令違反発生時の自らに対する処分内容を軽減させるようなことがあれば、保険監督上も問題となるものと考えられる。
- 2. 仮に、銀行等が、優越的地位を利用して、実態として保険募集を行わず、対価性のない募集手数料を収 受するような行為を行っていれば、保険監督上問題となるものと考えられる。

4. モニタリング及び検査・監督

- 保険契約者等の保護の観点から、弊害が発生しないよう、全面解禁後においても、 引き続き銀行等の保険募集についてモニタリングを行うこととする。
- モニタリングでは、金融サービス利用者相談室や保険会社、銀行等に寄せられた苦情を収集し、十分分析する。その結果を検査・監督にも活用する。
- 今回改正した監督指針等の趣旨を十分に踏まえた検査・監督を行い、問題が認められた場合には、必要に応じ厳正な対応を行う。
- モニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止 措置等について、概ね3年後に、所要の見直しを行う。

5. その他

(1)融資先販売規制等の圧力販売を防止する規制に関し、業界団体が会員行に対し、規制の趣旨を踏まえた適正な保険募集を行うよう要請

- (2)全面解禁の円滑な実施を図るための技術的見直し等【内閣府令改正】
- 医療・がん保険等の第三分野保険について、中小金融機関特例に係る保険金額の計算方法の見直し(例:入院日数に応じて保険金を支払う保険について、日額基準で計算する等)
 - (注)現行では、営業地域が限定された中小金融機関については、募集する保険を小口(第一分野、第三分野 それぞれ契約者一人当たり 1000 万円まで)に限る場合は、弊害防止措置(融資先販売規制及び担当者分 離規制)の一部が緩和されることとなっている(中小金融機関特例)。
- 銀行本体の解禁にあわせて、銀行等の子会社に係る商品制限も解禁する。